第 110 号

発行日 2024. 2.27

Super Highway

JR東労組バス関東本部



会社提案を受けての質疑

- 組合) 1日の拘束時間について、原則 13時間以内を超えているのは何故か
- 会社)大幅な減便をしないなど、現状で可能なものとした。
- 組合) 勤務作成時では、ということだが、緊急時に変ダイヤが発生した場合は増えることがあるのか?
- 会社)協約協定を結んでいるので原則は原則。突発が出た場合などは、原則適用外。
- 組合) AB の間の 9 時間で絶対か?
- 会社) そこは 11 時間にしたいが、在宅休養時間を長くするために 9 時間としている。
- 組合)深夜勤務の制限緩和について、新城支店を想定しているとあるが、他支店に波及することはないか?
- 会社)余程ではない限り無いとは思うが、乗務割交番が高速線夜行便を主に運行する。と しているので、絶対に無いという事もない。
- 組合)満55歳以上社員の基本給減額見直しについて、ちょうど一年でスピーディに対応されたこと、私たちの思いが伝わったのではないかと思う。退職金についてはどうか? 会社)55歳で算定、それは今後も変わらない。算定基本給を出すのは発令行為ではないので、発令はしない。
- 組合)初任給の改定について、東京だけなのか?
- 会社)東京だけ。東京で採用して転勤する人はそのままの基本給で継続。いったん東京で 採用して地方へ転勤する可能性はあり得る。
- 組合)外国製指定車両整備従事手当について、思いが通じたと思っている。東京支店整備 士になれば指定講習を受けることができるのか?
- 会社)東京支店においては指定講習を受けて整備指定をしないと回らないから、事実上そうなるかもしれないが、必ずではない。

JRバス関東で働く仲間を一つに!